

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月11日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(奨学のための給付金事業)
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表 第四の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条各号(第三号を除く。)に掲げるもの(国立及び公立(公立大学法人大阪府立大学の設置するものを除く。)のものに限る。)をいう。)への就学に要する経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱 この要綱は、国公立高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の保護者等に奨学のための給付金(以下「奨学給付金」という。)を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱